

第57回臨時会

下北地域広域行政事務組合議会会議録

平成29年12月4日

下北地域広域行政事務組合議会

下北地域広域行政事務組合議会第57回臨時会会議録

議事日程

平成29年12月4日（月曜日）午後2時開会・開議

◎ 諸般の報告

第1 議席の指定

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

第4 議案一括上程、提案理由の説明

第5 議案審議（質疑、討論、採決）

（1）議案第 9号 財産の取得について

（2）議案第10号 財産の取得について

（3）議案第11号 平成29年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20人）

1番	原 田 敏 匡	2番	目 時 睦 男
3番	東 健 而	4番	鎌 田 ちよ 子
6番	村 中 徹 也	7番	山 本 留 義
8番	中 村 正 志	9番	野 呂 泰 喜
10番	千代谷 誠	11番	竹 内 弘
12番	相 内 祥 一	13番	南 川 誠 一
14番	菊 池 隆 年	15番	中 嶋 茂
16番	田 中 岩 男	17番	山 口 捷 夫
18番	熊 谷 晴 雄	19番	澤 谷 松 大
20番	松 本 光 明	21番	大 瀧 次 男

欠席議員（1人）

5番	半 田 義 秋
----	---------

説明のため出席した者

管 理 者	宮 下 宗 一 郎	代 表 者	金 澤 満 春
副 管 理 者	越 善 靖 夫	副 管 理 者	富 岡 宏
副 管 理 者	樋 口 秀 視	副 管 理 者	中 谷 純 逸
副 管 理 者	野 坂 充	参 与	鎌 田 光 治
代 監 査 委 員	齊 藤 秀 人	会 計 管 理 者	畑 中 秀 樹
監 査 委 員 長	二 本 柳 茂	事 務 局 長	下 山 房 雄
消 防 長	高 橋 聖	事 務 局 次 長	荒 谷 保
事 務 局 長	菅 原 賢 一 郎	消 防 本 部 長	櫻 井 以 文
消 防 本 部 長	柳 谷 真 吾	消 防 本 部 長	山 口 千 寿
消 防 本 部 長	畑 山 勝 利	消 防 本 部 指 令 長	畑 中 輝 幸
む 消 防 署 長	山 本 義 隆	大 消 防 署 長	中 里 文 俊
大 消 防 署 長	川 村 正 明	大 消 防 署 長	甲 睦 雄
東 消 防 署 長	西 山 一 登	む 消 防 理 事	田 中 誠

つ署防長
間署防長
防内署
防井署
む消川分
大消佐分

川崎尚昌
石戸弘行

畑署防長
防浦署
大消風分

伊勢英志

事務局職員出席者

課主幹
務主幹
総括務
総主幹

山田
中田
いづみ
毅

課佐
務補
長

上林妙子

◎開会及び開議の宣告

午後 2時00分 開会・開議

○議長（大瀧次男） それでは、ただいまから下北地域広域行政事務組合議会第57回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は20名で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（大瀧次男） 議事に入る前に、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。なお、関係書類は事務局に保管してありますので、ご閲覧を願います。

以上で諸般の報告を終わります。

本日の会議は議事日程表により議事を進めます。

◎日程第1 議席の指定

○議長（大瀧次男） 日程第1 議席の指定を行います。

議席の指定は、会議規則第4条第2項の規定により、議長が指名いたします。

むつ市選出の山本留義議員の議席を7番に指定します。

並びに風間浦村選出の中嶋茂議員の議席を15番に指定いたします。

番号札をお立てください。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（大瀧次男） 次は、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、9番野呂泰喜議員及び18番熊谷晴雄議員を指名いたします。

◎日程第3 会期の決定

○議長（大瀧次男） 次は、日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第4 議案一括上程、提案理由の説明

○議長（大瀧次男） 次は、日程第4 議案一括上程、提案理由の説明を行います。

議案第9号から議案第11号を一括上程いたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

（宮下宗一郎管理者登壇）

○管理者（宮下宗一郎） ただいま上程されました3議案について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第9号及び議案第10号 財産の取得についてであります。これら2議案は下北地域一般廃棄物処理施設整備事業に係る用地を取得するためのものであります。

次に、議案第11号 平成29年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算についてであります

が、今回提案いたします補正予算は、1,253万2,000円の減額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、66億6,861万7,000円となります。

まず、歳出についてであります。各款にわたり職員配置がえ等に伴う人件費を増減調整しております。

次に、歳入についてであります。分担金及び負担金では、歳出との関係において、関係市町村からの負担金をそれぞれ増減調整しております。

以上をもちまして、上程されました3議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして、ご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大瀧次男） これで提案理由の説明を終わります。

議員の皆様には、前もって議案書が配付されておりますので、議案熟考の時間はあえて設けません。ご了承ください。

◎日程第5 議案審議（質疑、討論、採決）

○議長（大瀧次男） 次は、日程第5 議案審議を行います。

◇議案第9号

○議長（大瀧次男） まず、議案第9号 財産の取得についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
2番目時睦男議員。

○2番（目時睦男） 9号について、3点ほど質問をしたいわけですが、質問の内容が次の10号と関連をします。関連をさせての質問に

していただきたいと思いますが、議長にお尋ねをいたします。

○議長（大瀧次男） はい、どうぞ。

○2番（目時睦男） それでは、議案第9号と10号について、一括して3点について質問をさせていただきます。

1点目は、今回の用地の取得についてであります。この予定の土地の地盤調査をしたのか否か、これについてお尋ねをしたいと思います。もしも地盤調査をしているとすれば、その内容についてもあわせてお知らせを願いたいと思います。

2点目は、この取得予定の用地の土地の単価を見ますと、9号は坪当たり単価が3,850円、10号が5,338円に、議案の内容からしますと、なるわけですが、恐らくこれは9号が原野の地目、10号が宅地の地目と、こういうようなことも関連をしているのだらうと思いますが、この予定の用地について、予定価格というか、算定の因子として不動産鑑定士等へ調査を依頼をしての評価額、このようなことでの理解をしていいのかどうか、その内容について、予定価格決定に至る算定内容についてお知らせを願いたいと思います。

3点目は、今回の土地の取得後には、新処理場の建設が具体化をされてくると思うのでありますが、この新処理場の新設までの間は、現在の施設がこのまま引き続き供用を続けると、このように理解をするわけですが、新しい処理場が完成をし、供用をした際に、現施設についてはどのような活用を考えているのか、あわせて3点についてお聞きをしたいと思います。

○議長（大瀧次男） 事務局長。

○事務局長（下山房雄） 目時議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目、地盤調査は実施したのかということですが、今年度ボーリング調査を実施しております。結果といたしましては、洪積第1

粘土層や洪積第3粘土層などの比較的良好な層が厚く分布していることが確認されております。

また、液状化については、その可能性は小さいとの報告を受けております。

次に、取得予定の土地単価ということでございますけれども、目時議員のご指摘のとおり、これは不動産鑑定士に評価を依頼しております。先ほどお話しにありましたとおり、地目等によりまして宅地見込み、宅地等で区分しまして、類似した土地4カ所の売買実績をもとに算定しております。

次に、新処理施設供用後の現処理施設土地はどうするのかということですが、現ごみ処理施設は新施設稼働後に必要な調査などをし、解体する予定となっております。解体後の利活用につきましては、リサイクル関連施設のストックヤードなどが考えられますが、詳細につきましては今後関係各所と協議して決めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 2番目時睦男議員。

○2番（目時睦男） 今の説明で理解を得たわけですが、3点目について要望を申し上げて質問を終わりたいと思いますが、現在の処理場、それぞれ耐震基準になっているというか、適合している施設ではないのかなと、こういう理解の中でお話をするんですが、施設の経費を削減するというか、そういう方向で見た場合に、リサイクルの施設に現施設を今後は活用するとか、いろいろ有効的な活用をする方向での今後の検討をお願いをしながら要望にさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 他に質疑ありませんか。7番山本留義議員。

○7番（山本留義） 議案第9号の財産の取得につ

いて質疑いたします。

関連質問がございますので、議長におかれましてはよろしくお計らい願いたいと思います。

まず、1点目でございますが、取得する場所の選定については、どのようなプロセスを持って決定されたのか、お知らせください。

2点目ですけれども、建設するに当たって周辺の住民の理解は必要はないのか、お知らせいただきたいと思っております。

あと3点目ですけれども、10号議案とダブるのですけれども、建設用地取得が約3万平米とのことですが、どのような建物が建って、このような膨大な土地が必要なのか、お知らせいただきたいと思っております。

以上、お願いします。

○議長（大瀧次男） 管理者。

○管理者（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、建設予定地の決定した経緯でありますけれども、平成27年度にごみ処理施設建設に向けて、一般廃棄物処理基本計画の見直しを行いました。その際、建設予定地につきましてもむつ市内6カ所を選定をさせていただきまして、地盤状況、用地規制、インフラの整備状況など、12項目による比較検討を行わせていただきました。

その結果といたしまして、この場所が最適地というふうな形で選定されましたので、平成28年3月の当組合議会の第104回定例会において報告をさせていただいているところでございます。

それから、周辺の住民への理解ということですが、詳しくは事務局長のほうからお話しさせていただきましても、当地域、協議会ができておりまして、この協議会の中でこの本件についてもご報告をさせていただいているところであります。

また、土地の大きさについてもあわせて事務局長から答弁をさせていただきます。

以上です。

○議長（大瀧次男） 事務局長。

○事務局長（下山房雄） ただいまの管理者の答弁に補足説明させていただきます。

まず、1点目の選定経緯につきましては、今管理者がおっしゃったとおりでございます。

2点目の周辺住民への周知ということでございますけれども、当地域でございます大室平から近川までの9町内会長が組織しております奥内地域廃棄物処理施設環境対策協議会におきまして、この場所が決定された、選定しましたということ報告させていただいております。おおむね了解を得ているところでございます。

続きまして、利用目的ということですが、この土地選定に当たりまして、同様の施設規模を持つ他自治体の施設を参考にさせていただきました。その結果、ごみ処理施設本体として建物、駐車場及び構内通路などに約1万9,000平方メートル、関連施設として防災調整池、進入道路、車両滞留スペース、冬期間の除雪余裕スペースなどに約2万1,000平方メートル、合計約4万平方メートルとなっております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 7番山本留義議員。

○7番（山本留義） まず、1点目でございますけれども、私その地域住民ということでありまして、常に地域の住民からさまざまな意見を聞くのであります。まず、ここに下北5市町村と上北3町村の皆さんが集まっているのですけれども、し尿処理はあその場所が中心部かなということで理解するけれども、ごみの焼却に関しては下北5市町村での共同作業でありまして、交通の便からいっても私に言わせれば決してあその場所が適地とは思えないのです。もう少し大間からであったり、脇野沢からであったり、佐井からであったり、一番交通近いところがどこなのか、そういうことを

私は前にも話したことがあるのですけれども、6年前に、この今のアクセス・グリーンが建設するに当たっても。そういう意味においては、そこが12カ所選んだ中の適地とは私絶対思いたくないのです。

というのも、議長がどこでとめるかわかりませんが、今のアクセス・グリーン建てたときに私どもは盛岡のほうに地域住民72名でしたか、視察に行ってきました。そのときに、盛岡では、今の施設は迷惑施設でないのだけれども、23億という地域振興策を行っていたことを説明されました。市長、聞いているのですか。管理者、済みません。それで、まだ今の施設は決して迷惑施設とは私は思わない。ただ、私のむつ市に限っては、文化的施設は中心部に、今みたいな施設は郊外にということでありまして、地域の皆さんがその辺のことを日々私に訴えてくるわけでありまして、2つ目の質問と関連するのですけれども、先ほど協議会に説明をして理解得たという話、私は住民の理解が必要ではないのかどうかという質問しました。その答えがなっていない。その辺をもう一度、ただこの質疑は3回までです、議長、ここは。

○議長（大瀧次男） そうです。3回です。

○7番（山本留義） そうすれば、そういう答弁をしていただければ、3回できなくなるのです。

それと、3つ目の質問ですけれども、4万2,000平米ですか、例えば先ほど目時議員からも質疑ありましたけれども、今のアクセス・グリーンが操業を終わって、その跡地を例えば利用するとすれば、その辺の面積やら何やら私理解するのですけれども、その辺も含めて、もう一度してください。

○議長（大瀧次男） 管理者。

○管理者（宮下宗一郎） お答えいたします。

3点いただきました。1点目ですけれども、場所の選定、5市町村考えると、もう少しいい場所

だったのではないかというお話ですけれども、場所自体は6カ所の中から、6カ所というのは6つの地点の中から選抜しております、その評価項目として12項目あったということでもあります。

そして、場所的にそういう意味ではもう少しむつ市内寄りの場所もその中には含まれておりましたけれども、ただその中で12項目の評価軸の中で今のほうが最適地だというふうな評価を受けたということでご理解いただきたいと思えます。

そして、この場所については、今現時点で公表はしておりませんので、具体的に6カ所がどの地点かということについては、この場では少し申し上げられないということをご理解をいただきたいと思えます。

それから、地域の方々に対する説明、住民に対する説明ということではありますが、奥内地域廃棄物処理施設環境対策協議会ということの構成を見ますと、これは町内会長さん方にも入っていただいている、そういう協議会ですので、ある程度その地域の意見を集約して、この中で協議会の議論をしていただいていると我々は認識しています。ですから、我々のお話についても地域の方々に対してご理解を深めていただくような取り組みをしていただくことを期待しておりますし、また逆に向こう側から地域の意見をまとめて我々に言ってくれることを期待をしているという、そういう協議会ですので、その点についてはご理解をいただきたいと思えます。

また、最後に面積の話ですが、これも我々も施設の規模というのは大きければ大きいほど財政負担がかかります。ですから、我々の今のごみ処理量の中で必要最小限の施設にしようという中で、今回この規模になったということですので、その点もご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（大瀧次男） 7番山本留義議員。

○7番（山本留義） 2点目の地域住民の理解が必要なかどうか、それはちょっとはぐらかしたような答弁でありまして、私は、1点目もそうなのだけれども、逆にそこに、今の取得する場所に決まったのは、なかなかよその場所であれば地域住民の理解が得られないから、このようなことにしたのかなという思いがあるのです。

そして、管理者は、説明の中で、協議会からの要望があればという話もされました。要望というのは、この施設ができて、熱が出る施設。そうすれば、例えばそれを利用して、地域住民が何かの振興策を要望すれば、やってくれるという形の中で私は解釈しましたけれども、それでいいのかどうか。

そして、余り言いたくないですけれども、今のアックス・グリーン、今16年ですか、その中でさまざまな事故や、さまざまなことが起こりました。そういう施設なのです。それで、アックス・グリーン建てたときもそういう意味では要望をしたのですけれども、地域振興一つもなされていません。そういう意味において、また同じことを繰り返すのか。

そして、先ほど管理者が協議会が町内会長とのことでありまして、私の聞くところでありまして、この町内会長が新しい施設をつくるために、そこから下行の管理者が理解をするための協議をしたのかどうか、例えば3町内会たずねました。ところが、町内会長は、それをしていないのです。どうすれば、そのままいくとすれば、その責任を協議会の町内会の会長に責任を持たせることでよろしいのですか。お答えください。

○議長（大瀧次男） 管理者。

○管理者（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、3点あったと思いますけれども、まず振興策というものが有り得るのかということについては、これはもうこの施設がこれからどういう施

設になるのか、本当に迷惑施設と言われるような施設になるのかということもしっかりこの後検証しながら考えていくべきことだと思います。都会の中では、もう町なかにごみ処理施設というものがあります。ですから、それは住宅との関係でいけば、本当に隣接しているところにあるということですので、それと同じようなものが建つということであれば、これは周辺の環境、あるいは地域にとっても何ら迷惑施設にはならないと私は認識しておりますので、そうした中で先ほどの協議会の皆様と議論を重ね、あるいは地域住民の方々に丁寧に説明をする中で考えていくべきことだと考えております。

それから、2点目ですけれども、今回アックス・グリーンが大変事故が多いというご指摘で、今回もそういうことで地域安全を脅かすのではないかとご懸念だと思います。

ただ、今回は、アックス・グリーンはガス化溶解炉ということで、なかなか難しい技術の中で始めて、いまだにメンテナンスが難しいということでもあります。

一方で、今回のストーカー炉というのは、極めて安全性の高い、そして全国でもありとあらゆるところで使われている炉の形式ですので、そういった意味では今まで以上に安全性が高いということが言えますので、地域の方々にも、あるいはむつ市民の方々にも安心してこの運用を見守っていただける内容になっていると思います。

最後でありますけれども、責任ということを町内会長の皆さんに押しつけるということは、これはあり得ません。あくまでも施設をつくる我々がその施設に対して責任を負うのであって、それはその責任というのは、これは説明する責任もそうですし、それから運用していくに当たって事故なく安全に運営していくという責任も我々にありますので、その点をご理解をいただきたいと思いま

す。

以上です。

○議長（大瀧次男） 他に質疑ありませんか。6番 村中徹也議員。

○6番（村中徹也） むつ市議会選出の村中です。2点ほどご質問します。

1点目は、先ほども同僚議員から出ました単価の問題なのですが、9号議案と10号議案では5,938円、坪単価にすると値段が違うのですが、先ほどの事務方の説明ですと鑑定はしたのだと、地目により違うという話ですが、一般の売買では地目は関係なくして、条件によって値段が違うものですから、私は地目よりも9号議案のほうが木が生えていて、今山林状態だと。10号議案のほうは、ほとんど更地なのです。ですから、9号のほうは約5,938円坪単価が安いのですが、その安い理由は地目ではなくて、更地にするのにお金がかかるから、そういう単価になったのではないかと思ったら、事務方の答弁が地目だと言うのですが、そこら辺はもう一度お答えをいただきたい、このように思います。

そして、2点目なのですが、この土地を見てきました。前の所有者、去年、おとしまでの所有者と一緒に現状を見てきたのですが、この図面でもわかるように、国道279号と議案第9号、議案第10号、両方の土地のこの間に少し違う土地が入っているのです。このことが廃棄物処理場を建設する際に不都合にならないのかどうか。この土地も買わなければいけなかったのではないかという思いがしていますが、この2点、よろしくお願ひします。

○議長（大瀧次男） 事務局長。

○事務局長（下山房雄） 村中議員のご質問にお答えします。

まず、単価の違いでございますけれども、先ほど私の説明がちょっと舌足らずな面があったかと

思います。土地登記地目が9号議案の場合は原野でございます。現況地目が山林となっております。村中議員がおっしゃったとおり、それを宅地見込み化にする場合に幾らかかるのか、それと同じような形で売買実例を探して、それとの比較でしています。ですので、登記地目でというか、今9号議案のほうですので、うちのほうの計算上は単価は平方メートル単価で3,600円となっております。坪単価に直しますと1万1,900円となっております。10号議案のほうに関しては、今ちょっと……それは、議長、よろしいですか。

○議長（大瀧次男） いいですよ。

○事務局長（下山房雄） 10号議案のほうは、宅地となっております。これは、現況とも地目とも一緒になっています。ですので、宅地ということで鑑定した結果が単価の差になっているということでございます。

それと、次にこの挟まれた土地についてでございますけれども、ここは地元の共有地となっております。現在権利を調べましたところ、共有者が68名ございます。それで、相続がほとんどなされていない状況になっておりまして、すぐの買収は困難であろうということで考えております。使用につきましては、全部を使うか、一部を使うかということにはあるかと思えますけれども、その辺は共有者のほうの代表の方と協議しながら使える部分は使いたいなというふうなことでは考えていますけれども、将来的には権利の部分を調査いたしまして、買収に向けて動かなくてはいけないとは考えておりますけれども、現時点ではちょっと早急な買収ができないものですから、今回この部分は今買収にはなっておりません。

以上です。

○議長（大瀧次男） 6番村中徹也議員。

○6番（村中徹也） 2点目のほうから再質問します。

2点目のほう、今の答弁です。それでは、もう出口が決まっているわけですね。新しい処理場を建設して稼働しなければいけない。3年ちょっとですか。そうしますと、この共有地はそのときには自由に使わせてもらえるのですか。その確約をとっているのか、1つ。

もう一つなのですが、地目によって値段が違う。ですから、私言ったように、9号のほうは木が生えていて、更地にするのに坪単価6,000円安いのでしょうかと聞いたのです。坪単価にしても6,000円安いと、更地にするために2,300万です。わかりますか。片一方が約1万8,000円、片一方が約1万1,000円なのです。素人からすると、地目関係なく同じ1万8,000円で買ってほしいのです。一般売買では、世間ではそういうふうに行っているのです。私は、9号のほうの山林を更地にするために、約5,000円安いのでしょうかと。そうしますと、そういう論法からいけば、6,000円安い、掛ける坪単価すると2,300万になるのです。10号のほうは、更地だから、坪単価1万7,800円、だからこの値段で両方買っても、もしくは9号のほうのあの木を切っても200万か300万なものです、更地にしても。そうすると、値引きによって2,300万が値引きされているということですから、そこら辺の整合性を説明していただきたいなという質問なのです。よろしく願います。

○議長（大瀧次男） 事務局長、内容わかりましたか。

○事務局長（下山房雄） 先ほど説明したとおりでございますけれども、村中議員がおっしゃっていることもそのとおりなのです。現況を宅地にするということであって、その分に係る経費がかかりますので、その分で単価が違ってきていますよということでございます。その辺は、村中議員がおっしゃったとおりのことだと思います。ですので、同じ単価にはならなかったということでありま

す。

失礼しました。もう一つです。共有地の使用のほうですけども、一応協議した結果、了解は取りつけております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 6番村中徹也議員。

○6番（村中徹也） この共有地については、後々買うようにしたほうが障害が出ないだろうと思えますので、用意スタートで建てたときに使えるという、その確約でやっているのだったらよろしいかと思いますが、くれぐれも書面だけは取り交わしてください。何があっても書面がなければ、後から使わせないとか使わせるということになりますから、あれです。

1点目のほうなのですが、何度も言いますが、誰の土地であろうと、彼の土地であろうといいのです。私は、一般論として、一般の我々が土地を取引するときには、宅地だとか山林だとか関係ない。そこに入る道路の条件によって買うのです。それで、更地にするのにお金がかかると言っています。何度も言います。10号のほうが坪単価1万7,820円、9号の土地が1万1,182円なのです。5,938円の坪単価の差額があるのです。ですから、更地にするためだと、お金がかかると言うのであれば、ここでその差額分が何と2,300万なのです。ですから、私は、これAの人がもし物を覚えていれば、10号と同じ値段にしてください。そうすると、条件的に同じにすれば、もしかすれば逆の話で同じ単価にすれば、9号の人は勝手に更地にすると2,300万の値引きをされないで、二、三百万で更地にすることができる可能性もあるのです。ですから、そこら辺をわかりやすく説明していただきたいなと思います。済みません。

○議長（大瀧次男） 管理者。

○管理者（宮下宗一郎） お答えいたします。

我々公共用地を取得する際には、公共用地の取

得基準というものに基づいて、これを取得することになります。

その中では、まず地目があって、今回で言うと宅地と山林ということですか。それをどう評価するかというと、不動産鑑定評価を当然鑑定士の方にさせていただくのですが、その際の値段のつけ方、価格のつけ方としては近傍類似の土地との取引価格、これを前提にした取引をさせていただくということで、そういう中で今回は価格を決定したというプロセスを経ていますので、民間の取引とは少しやり方が違う価格の設定をしているということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◇議案第10号

○議長（大瀧次男） 次に、議案第10号 財産の取得についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◇議案第11号

○議長（大瀧次男） 次に、議案第11号 平成29年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（大瀧次男） これで本臨時会に付議された事件は、全て議了いたしました。

以上で下北地域広域行政事務組合議会第57回臨時会を閉会いたします。

閉会 午後 2時38分

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

下北地域広域行政事務組合議会議長 大 瀧 次 男

下北地域広域行政事務組合議会議員 野 呂 泰 喜

下北地域広域行政事務組合議会議員 熊 谷 晴 雄

参 考 资 料

下北地域広域行政事務組合議会第57回臨時会会期日程表

日 程	月 日	曜日	会 議 区 分	会 議 内 容
第 1 日	1 2 月 4 日	月	本 会 議	開 会 ◎ 諸般の報告 第 1 議席の指定 第 2 会議録署名議員の指名 第 3 会期の決定 第 4 議案一括上程、提案理由の説明 第 5 議案審議（質疑、討論、採決） 閉 会

議事経過一覧表

下北地域広域行政事務組合議会（第57回臨時会）

議案番号等	件名	議決月日	審議結果
議案第 9号	財産の取得について	12月 4日	原案可決
議案第10号	財産の取得について	12月 4日	原案可決
議案第11号	平成29年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算	12月 4日	原案可決